岩手県花巻市材木町 17番 37号 花巻ガス株式会社

ガス小売供給約款の一部 (ガス料金お支払方法に関する部分) 変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社では、令和3年4月15日よりガス小売供給約款の一部(ガス料金お支払方法に関する部分)について変更しますので、お知らせいたします。

【変更の理由】

ガス料金のお支払方法にクレジットカード払いを明記、料金の払込みの場所にコンビニエンスストア等の追記、又それらに伴う料金の当社への支払日について規定いたしました。

【変更の内容】

- 1. 料金のクレジットカード払いについて 次のとおり、あらたに規定します。
 - (1) クレジットカードによりお支払いいただく場合のクレジットカード会社は、当社が指定したクレジットカード会社といたします。
 - (2) クレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社指定の申し込み方法によりあらかじめ申し込んでいただきます。
 - (3) クレジットカード払いの手続きが完了するまでは料金を、既にガスをご使用のお客さまは申込み時点での支払い方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法でお支払いいただきます。
- 2. 払込の場所について

お客さまが、料金を払込みの方法で支払われる場合の場所にコンビニエンスストア等を追記いたします。

3. 料金の当社への支払日について

お客さまが、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合はクレジットカード会社から当 社に対する立替払いがされた日に、コンビニエンスストア等で払込みの方法で支払われる場合はコ ンビニエンスストア等に払い込まれた日に、それぞれ当社対する支払いがなされたものとします。

詳細は当社ホームページへ掲載をしておりますので、ご覧ください(書面をご希望の場合はご連絡ください)。

(URL) http://www.hanamakigas.jp/

【お問合せ先】

その他、ご不明な点等ございましたら、下記お問合せ先へご連絡下さい。

(小売登録番号·COO30)

花巻ガス株式会社

 $0\ 1\ 9\ 8-2\ 2-3\ 6\ 3\ 3$

(受付時間) 平日 午前8:30~午後5:00

ガス小売供給約款新旧対照表

新約款		旧約款
26. 料金の支払方法	変更	26. 料金の支払方法
料金は、口座振替、クレジットカード払い又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いい		料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。また、36
ただきます。また、 <u>37</u> (1)①及び②に規定する料金は、払込み又は集金員のいずれかの方		(1) ①及び②に規定する料金は、払込み又は集金員のいずれかの方法によりお支払いいただ
法によりお支払いいただきます。		きます。
28. 料金のクレジットカード払い	追加	
(1)料金をお客さまとクレジットカード会社との契約に基づきクレジットカード会社に毎月		
継続して立替えさせる方法によりお支払いいただく場合のクレジットカード会社は、当社が指		
定したクレジットカード会社といたします。_		
(2) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社指定の申し		
込み方法によりあらかじめ申し込んでいただきます。_		
(3)料金の支払い方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレ		
ジットカード払いの手続きが完了するまでは料金を、既にガスをご使用のお客さまは申込み時		
点での支払い方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは払込みの方法でお支払いい		
ただきます。		
<u>29.</u> 料金の払込み	変更	28. 料金の払込み
お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のい		お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のい
ずれかの場所でお支払いいただきます。		ずれかの場所でお支払いいただきます。
①当社が指定した金融機関 <u>又はコンビニエンスストア等</u>		①当社が指定した金融機関
②当社の窓口		②当社の窓口

新約款		旧約款
30. 料金の当社への支払日	変更	29. 料金の当社への支払日
(1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引		(1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引
き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。		き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
(2) 当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、クレジッ		
トカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものと		
いたします。		
(3) 当社は、お客さまが料金を金融機関又はコンビニエンスストア等で払込みの方法で支払		(2) 当社は、お客さまが料金を金融機関で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関に
われる場合、その金融機関 <u>又はコンビニエンスストア等</u> に払い込まれた日に当社に対する支払		払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
いがなされたものといたします。		
付 則		付 則
小売約款の実施期日	追 加	小売約款の実施期日
1. 小売約款は、平成29年4月1日から実施します。		1. 小売約款は、平成29年4月1日から実施します。
2. 小売約款は、平成29年5月23日から実施します。		2. 小売約款は、平成29年5月23日から実施します。
3. 小売約款は、令和 元年5月1日から実施します。		3. 小売約款は、令和 元年5月1日から実施します。
4. 小売約款は、令和 元年10月1日から実施します。		4. 小売約款は、令和 元年10月1日から実施します。
5. 小売約款は、令和 3年4月15日から実施します。		
※ 28. 項目以降の番号をすべて変更(項目番号1増加)		
また、28.項目以降を引用する場合も同様の措置		